

誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現

南幌町障がい福祉計画

【第2期】

(平成21年度～平成23年度)



平成21年3月
南幌町

はじめに

近年、障がい者福祉の動向をみると、平成15年4月に「支援費制度」がはじまり、「措置制度」から利用者が主体的にサービスを選択することができる「契約制度」へと大きく転換しました。さらに平成18年4月に『障害者自立支援法』が施行され、障がい種別ごとに分かれていた障がい福祉サービスの一元化や地域生活移行、就労支援の強化など新たな障がい者支援の仕組みがスタートしました。

南幌町では平成19年3月に「誰もがいきいきと暮らせるバリアフリー社会の実現」を基本理念とした「南幌町障がい者計画」と「第1期南幌町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域の中で自分が望む生活を送り続けるために、必要な障がい福祉サービスやその他の支援の提供を受け、自立と社会参加の促進が図られるよう努めてまいりました。

この第1期障がい福祉計画の実施状況や課題等を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの障がい福祉サービスを計画的に提供、確保するために第2期南幌町障がい福祉計画を策定しました。

今後はこの計画に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、『障害者自立支援法』の基づくサービス体系の整備・充実を図るために、町民の皆様をはじめ関係団体、事業者などのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、慎重なご審議をいただきました南幌町障がい者福祉計画等策定委員の皆様に心からお礼申し上げます。

平成21年3月

南幌町長 三好 富士夫

南幌町障がい福祉計画

〈目 次〉

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	3
5	計画の策定体制	4
6	計画の管理	4

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1	人口の推移	5
2	障がい者数の推移	5
3	障がい程度区分の認定状況	7
4	障がい福祉サービス別支給決定の状況	8

第3章 平成23年度に向けた目標値の設定

1	施設入所者の地域生活への移行	9
2	退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行	10
3	福祉施設から一般就労への移行	11

第4章 サービス量の見込みとその確保の方策

1	訪問系サービス	12
2	日中活動系サービス	16
3	居住系サービス	25
4	地域生活支援事業	29

資料

I	障がい福祉サービス見込み量一覧表	41
II	地域生活支援事業サービス見込み量一覧表	42
III	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱	43
IV	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会名簿	44

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。平成14年12月には、新「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定され、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重することや、障がいのある人が社会活動に参加する力の向上を図り、障がいのある人の自立に向けた地域基盤の整備などに取り組むこととしています。

また、制度においては「支援費制度」が平成15年4月からはじまり、今までの「措置制度」にかわり、利用者が必要な障がい福祉サービスを主体的に選択することが可能となりました。そして平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化され、働きたいと願う障がいのある人の就労支援の強化、福祉施設や入院中の障がいのある人の地域生活移行の推進など、従来の障がい者支援の仕組みを抜本的に改革する内容となっています。

本町では、平成18年から平成20年を計画期間とする第1期障がい福祉計画を平成19年3月に策定し、着実な推進に努めてきました。

第2期障がい福祉計画は、第1期計画で掲げた障がい福祉サービスの目標値の進捗状況及び実績値を勘案し、新たな数値目標を設定し平成21年度から平成23年度までの計画として策定します。

2 計画の位置づけ

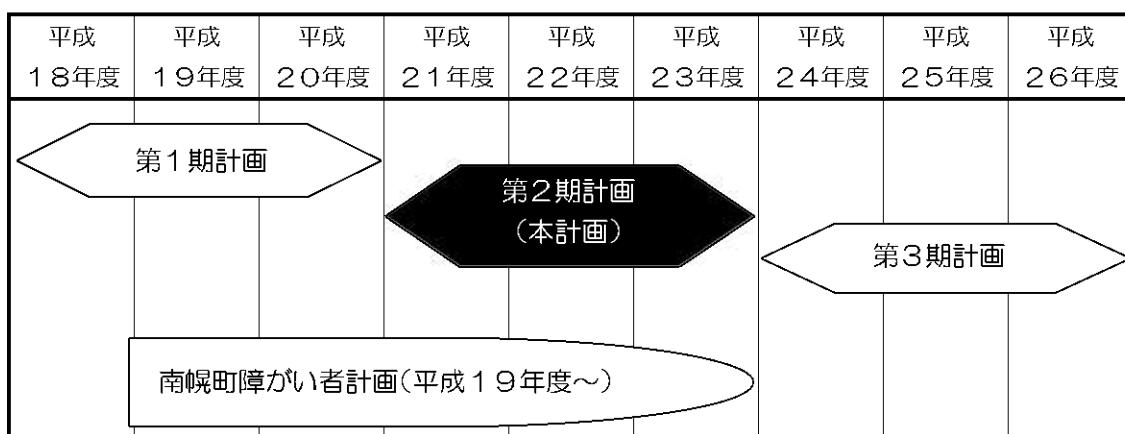
本計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国や北海道が示す基本指針に沿って策定します。

また、本計画は「第4期南幌町総合計画後期基本計画（2001年度～2010年度）」や他の関連計画との整合性を図りながら推進します。

3 計画の期間

第1期障がい福祉計画は、平成23年度の数値目標に向かって計画を進めてきましたが、社会の実情や新制度のサービス体系への移行（以下「新体系移行」という。）状況により、計画とサービス見込み量の達成状況に差が出ているものもあります。

今回の計画は、第1期計画の際に掲げた目標値の進捗状況及び実績値を勘案し、新たな数値目標を設定し、平成21年度から平成23年度までの期間を第2期として進めて行くものです。



4 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、以下の3点を基本理念とします。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 3障がいの制度の一元化

これまで、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障がいのある人に対するサービスの充実を図るよう努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供基盤の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における社会資源を最大限に活用し、障がい福祉サービス等の基盤整備を進めます。

5 計画の策定体制

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会を設置し、学識経験者、社会福祉協議会会长、民生・児童委員協議会会长、医師、社会福祉関係者、障がい者団体及び障がいのある人やその家族を委員として、幅広い意見をいただき、計画を策定します。

開 催 年 月 日	概 要
平成20年10月23日	第1回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
平成21年 2月26日	第2回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会

6 計画の管理

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会により、各年度における障がい福祉サービスの利用状況、地域生活への移行や一般就労への移行など、計画の進捗状況についての点検・評価を行います。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口の推移

町の人口は、社会情勢や少子高齢化等の影響により、減少傾向が見られます。

	H16	H17	H18	H19	H20
人口	9,713	9,602	9,500	9,311	9,143

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

2 障がい者数の推移

1) 身体障害者手帳所持者数の推移

平成16年から平成20年における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、大きな人数の増減はありませんが、人口比でみると、年々増加していることがわかります。等級別にみると1級、2級の重度障がいをもつ人が半数を占めています。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数 (B)	人口比 (B/A)
H16	110	82	51	93	40	18	394	4.06%
H17	116	77	54	88	41	16	392	4.08%
H18	122	82	55	87	42	16	404	4.25%
H19	122	79	56	91	41	14	403	4.33%
H20	118	77	54	92	41	15	397	4.34%

(各年は4月1日現在の人数、単位：人)

障がい種別でみると、肢体不自由のある人が6割以上を占めており、最も多くなっています。

	肢体不自由	聴覚平衡 機能障がい	内部障がい (腎臓障がい)		視覚障がい	音声言語 機能障がい	総数
H16	261	30	76	(15)	22	5	394
H17	258	29	80	(17)	22	3	392
H18	269	29	80	(17)	22	4	404
H19	271	24	83	(19)	21	4	403
H20	267	23	81	(19)	22	4	397

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、転入者や相談支援により成人になって手帳取得に至った人等、5年間で5人増加しています。

	A(重度)	B(中・軽度)	総数	人口比
H16	32	27	59	0.61%
H17	33	26	59	0.61%
H18	33	27	60	0.63%
H19	34	29	63	0.68%
H20	35	29	64	0.70%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）

受給者証所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、平成20年は34人となり、年々増加しています。精神障がいのある人への福祉制度の拡充や相談支援等で手帳取得に至ったことにより、手帳所持者数が増加しています。

	1級	2級	3級	総数	人口比
H16	3	17	0	20	0.21%
H17	4	18	3	25	0.26%
H18	4	18	4	26	0.27%
H19	5	20	4	29	0.31%
H20	5	24	5	34	0.37%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

	交付者数	人口比
H19	103	1. 11%
H20	104	1. 14%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

3 障がい程度区分の認定状況

新体系移行に伴い認定者数は増加傾向にあり、障がい種別ごとの人數については、重複障がいのある人は主たる障がいで集計しています。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H19	5	5	1	4	4	3	22
H20	7	1	3	7	3	5	26
身体障がい	2	0	0	0	0	4	6
知的障がい	4	1	3	7	3	1	19
精神障がい	1	0	0	0	0	0	1

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

4 障がい福祉サービス別支給決定の状況

サービス種別ごとの支給決定人数、支給決定量は下表のとおりです。

サービス名称		支給決定		
		人数	支給量	単位
居宅介護	身体介護	5	95	時間
	通院介助（身体あり）	4	33	時間
	家事援助	2	20	時間
	通院介助（身体なし）	1	3	時間
	重度訪問介護	0	0	時間
	行動援護	2	62	時間
	重度障がい者等包括支援	0	0	日
	生活介護	10	220	日
	自立訓練（機能訓練）	0	0	日
	自立訓練（生活訓練）	2	44	日
就労移行支援	就労移行支援	3	66	日
	就労継続支援 A型	4	88	日
	就労継続支援 B型	7	114	日
	療養介護	0		
	児童デイサービス	0	0	日
	短期入所	17	160	日
	共同生活介護	1		
	共同生活援助	3		
	施設入所支援	6		
旧法	身障更生入所	0		
	身障更生通所	0	0	日
	身障授産入所	3		
	身障授産通所	0	0	日
	身障療護入所	2		
	身障療護通所	0	0	日
	知的更生入所	16		
	知的更生通所	11	242	日
	知的授産入所	2		
	知的授産通所	1	22	日
	知的通勤寮	0		

(平成20年12月1日現在)

第3章 平成23年度に向けた目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

国は、障がいのある人が施設入所から地域での生活に移行することを目指しています。これにより、平成23年度末時点での施設入所者数を7%以上削減することを基本としながら、地域の実情に応じて目標を設定することになっています。北海道は入所施設の利用割合が全国平均の約2倍であるため、14%の削減目標を設定し、本町も北海道の目標値に合わせて取り組みます。平成17年度では施設入所者が32人いますので、4人（12%以上）が地域生活へ移行することを目指します。地域移行への受け皿として居住サービスの充実、日中活動の場の拡充、相談支援を充実させて、多くの人が地域生活へ移行できるよう努めます。

○目標値設定

項目	人数	考え方
平成17年度の施設入所者（A）	32	平成17年10月1日現在
平成23年度の施設入所者（B）	28	平成23年度末見込み数
目標値（A-B）	4	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

※北海道作成ワークシートからの推計値

2 退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行

平成14年の患者調査によると、全国には、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人が約72,000人、平成17年度北海道在院患者調査では、1,718人となっており、そのすべての人々が平成23年度末までに地域で生活することを目指しています。

この調査によると、本町では10人が長期的な入院をしており、なかなかでも症状が安定しているにもかかわらず、家庭の受け入れや生活の場の確保が困難など、社会的要因により入院している人が2人います。

今後、相談支援体制や在宅によるサービスの充実を図り、平成23年度までに地域で生活できることを目指します。

○目標値設定

項目	人数	考え方
平成17年度の退院可能な精神障がい者数	2人	平成17年度北海道在院患者調査における退院可能な精神障がい者数
平成23年度末までの地域生活移行目標値	2人	

※ 北海道保健福祉部推計値より

3 福祉施設から一般就労への移行

国は、就労移行支援事業など福祉施設における取り組みを強化するとともに、関係機関と協力して雇用の促進を図り、平成23年度中に現在の4倍以上の人人が一般就労に移行することを目指しています。

本町では、これまで一般就労に移行した実績がありませんが、今後は福祉や雇用、教育など関係機関と連携を図り、平成23年度までに1人が就労に移行することを目指します。

○目標値設定

項目	人数	考え方
平成17年度の一般就労への移行実績	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成23年度までの一般就労への目標値	1人	

※北海道作成ワークシートからの推計値

第4章 サービス量の見込みとその確保の方策

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、1ヵ月当たりの必要なサービス量を平成23年度まで見込みます。

《自立支援給付》

1 訪問系サービス

- 1) 居宅介護 2) 重度訪問介護 3) 行動援護 4) 重度障がい者等包括支援

2 日中活動系サービス

- 1) 生活介護 2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）3) 就労移行支援
- 4) 就労継続支援（雇用型A型・非雇用型B型）5) 療養介護
- 6) 児童デイサービス 7) 短期入所 8) 旧法施設支援

3 居住系サービス

- 1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）
- 2) 施設入所支援・旧法施設支援（入所）

1 訪問系サービス

【主な事業内容】

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅での入浴、排泄、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上、著しい困難を有する人で常時、介護を要する人に危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

1) 居宅介護

【現状と実績】

平成20年12月末現在、居宅介護の支給決定を受けている人は10人(身体介護が5人でうち2人は通院等介助も決定、家事援助が2人、通院等介助が5人)で、実利用者は7人(身体介護が2人でうち1人は通院等介助と併用、家事援助が2人、通院等介助が4人)で月平均利用時間は67時間となっています。

○第1期計画と20年度までの実績

		H18	H19	H20	H23
居宅介護	時間数 ()は人数	計画	50 (6)	50 (6)	55 (7)
		実績	40 (7)	47 (6)	67 (7)

※時間数は月平均利用延べ時間で、人数は年間実利用人数。平成20年度は4月～12月まで記載。

【サービス見込み量と考え方】

平成20年度の利用者数が計画どおりで、月平均利用時間が第1期計画の見込み量より12時間増加したのは、学校卒業後に在宅で過ごした人や一時的な家事援助を必要とした人の利用等が要因と考えます。

平成21年度は他のサービスの利用意向を示している人がいることから一時的に減少が見込まれます。今後は3障がいの人が利用できるサービスとして増加すると予測され、平成23年度の見込み量としては、第1期計画のとおりとします。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
居宅介護	人数	7	7	8	9
	時間数	67	60	66	72

※人数は年間実利用人数、時間数は年間利用時間の月平均で記載

【サービス量の確保策】

平成20年度は一時的な利用と思われる新規利用者が利用していますが、今後も利用しやすいサービスとして増加が予測されることから、サービス提供事業所との連携を図り、利用者ニーズに応じたサービス提供に努めます。

2)重度訪問介護

現状においては利用実績がないため、第1期計画と同様に、平成23年度についても見込みません。

3)行動援護

【現状と実績】

平成20年度においては学校卒業後の新規利用があり、平成20年12月末現在、実利用者は2人で、計画よりも利用者及び時間数についても増加しています。

○第1期計画と20年度までの実績

		H18	H19	H20	H23
行動援護	時間数 ()は人数	計画	40 (1)	40 (1)	40 (1)
		実績	18 (1)	39 (1)	49 (2)

※時間数は月平均利用延べ時間で、平成20年度は4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

平成20年度の実績を考慮し、平成23年度は第1期計画より1人増やして、2人で50時間という利用時間を見込みます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
行動援護	人数	2	2	2	2
	時間数	49	50	50	50

※人数は年間実利用人数、時間数は年間利用時間の月平均で記載

【サービス量の確保策】

相談支援事業の有効活用の促進と情報提供を行い、サービス提供事業者との連携も図り、利用者のニーズに応じたサービス提供を目指します。

4) 重度障がい者等包括支援

現状においては利用実績がないため、第1期計画と同様に、平成23年度についても見込みません。

2 日中活動系サービス

【主な事業内容】

サービス名称	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、排泄や食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し身体機能又は生活能力の維持・向上などに必要な訓練を行います。主に対象となる人は機能訓練では身体障がいのある人、生活訓練は知的・精神に障がいのある人です。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (雇用型=A型) (非雇用型=B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供とともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。A型は、事業所内で雇用計画に基づく就労可能な人が対象です。B型は、A型の就労経験があって年齢体力面で雇用困難となった人や就労移行を利用しA型に結びつかなかった人等が対象です。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
児童デイサービス	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所することができます。

1) 生活介護

【現状と実績】

平成18年・19年度ともに、利用人数は第1期計画より1人増加でほぼ計画どおりに推移していましたが、平成20年度については新体系移行による新規利用が12月末までで3人(1月以降に2人利用増)と学校卒業生の利用があり、第1期計画より増加しています。

○第1期計画と20年度までの実績

		H18	H19	H20	H23	
生活介護	人日数 ()は人数	計画	88 (4)	88 (4)	132 (6)	660 (30)
	実績	85 (5)	85 (5)	151 (10)		

※人數は年間利用人數、人日數は月間延べ利用日數で、20年度は4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

これから的新体系移行予定と平成20年度の実績も考慮して、第1期計画より増加を見込みました。平成23年度は新体系移行最終年度であるため、新規に16人の利用を見込みました。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
生活介護	人數	12	17	19	35
	人日數	242	374	418	770

※人數は年間実利用人數、人日數は年間利用人數×平均利用日數22日で記載

【サービス量の確保策】

平成23年度は新体系移行の最終年度であり、多くの人の利用が見込まれるため、利用者のニーズに合った支援ができるようサービス提供事業所との連携に努めます。

2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【現状と実績】

機能訓練については、利用実績はありません。

生活訓練については、平成20年度から利用を見込んでいましたが、
実際は平成19年度から学校を卒業した人が1人利用し、平成20年
度には新体系へ移行した入所施設の利用者1人が利用しているため、
現在は2人が利用しています。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
自立訓練（生活訓練）	人日数 ()は人数	計画	0	0	22 (1)	176 (8)
		実績	0	16 (1)	37 (2)	

※人数は年間利用人数、人日数は月間延べ利用日数で、20年度は4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

機能訓練については、現状において、利用実績がないため、第1期
計画と同様に、平成23年度についても見込みません。

生活訓練については、サービス提供事業所が平成21年度より就労
継続支援B型を提供する予定のため、1人の減少を見込みます。

平成23年度については、利用者が別のサービスを利用することが
見込まれます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
自立訓練（生活訓練）	人数	2	1	1	0
	人日数	44	22	22	0

※人数は年間実利用人数、人日数は年間利用人数×平均利用日数22日で記載

3) 就労移行支援

【現状と実績】

平成18年・19年度ともに、利用者数は見込みより1人増なっています。

平均利用日数が計画より減少しているのは、時期により利用する人がいることや平成19年度途中に別のサービスに利用を変更した人がいるためです。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
就労移行支援	人日数 ()は人数	計画	44 (2)	66 (3)	88 (4)	132 (6)
		実績	40 (3)	44 (4)	66 (3)	

※人数は年間利用人数、人日数は月間延べ利用日数で、20年度は4月～12月までで記載

【サービス見込み量と考え方】

平成21年4月より就労移行支援を実施している事業所1カ所が就労継続支援B型事業所に変更する予定のため、平成21年度の利用者は、1人を見込んでいます。平成23年度は新体系移行の最終年度であることから4人と予測し、それに平均利用日数22日を乗じた88

日を見込みました。第1期計画より減少した見込みとなります。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
就労移行支援	人数	3	1	1	4
	人日数	66	22	22	88

※人数は年間実利用人数、人日数は年間利用人数×平均利用日数22日で記載

【サービス量の確保策】

サービス提供事業所の実施するサービスに大きく影響されますが、利用者のニーズに即したサービスが提供できるようにサービス提供事業所等との連携を図ります。

4) 就労継続支援（雇用型=A型・非雇用型=B型）

【現状と実績】

第1期計画ではA型は、平成18年度から平成23年度まで1人の見込みでしたが、実績では平成18年・19年度は1人、平成20年度については事業所の新体系移行に伴い4人が利用しています。

B型の実績では、平成18年度は1人の利用で平成19年度には3人の利用があり、見込みどおりとなっています。しかし、平均利用日数については、年度内の利用者の異動や利用日数の減少等で人数と比例して増加しませんでした。平成20年度では年度途中から送迎のあ

る新規事業所が開設されたことから、人数・利用日数ともに増加しています。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
就労継続支援A型	人日数 ()は人数	計画	22 (1)	22 (1)	22 (1)	22 (1)
		実績	21 (1)	21 (1)	88 (4)	
就労継続支援B型	人日数 ()は人数	計画	22 (1)	66 (3)	88 (4)	154 (7)
		実績	19 (1)	22 (3)	38 (7)	

※人数は年間利用人数、人日数は月間延べ利用日数で、20年度については4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

A型は、一般就労への移行や他のサービス利用が予測されるため、平成23年度は1人の利用を見込み、第1期計画どおりとします。

B型は、平成20年度は新規利用・途中退所で7人を見込み、平成21年度は事業所のサービス変更による利用もあり、10人を見込んでいます。平成23年度については新体系移行最終年度であることから16人を見込み、平均利用日数22日を乗じた352日とし、第1期計画と比べると2倍以上の見込みとなりました。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
就労継続支援A型	人数	4	4	4	1
	人日数	88	88	88	22
就労継続支援B型	人数	7	10	10	16
	人日数	154	220	220	352

※人数は年間実利用人数、人日数は年間利用人数×平均利用日数22日で記載

【サービス量の確保策】

サービス提供事業所の実施するサービスに大きく影響されますが、利用者のニーズに即したサービスが提供できるようにサービス提供事業所等との連携を図ります。

5) 療養介護

現在入所している人が利用している施設では、療養介護に移行する予定がないため、第1期計画と同様に見込みません。

6) 児童デイサービス

第1期計画と同様に障害者自立支援法に基づいた指定事業所となる予定がないため、児童デイサービスの利用は見込みません。

現在、町独自の発達支援センター事業において、発達に不安のある子どもを対象に、個別や集団で発達を促していく支援を行っています。

7) 短期入所

【現状と実績】

第1期計画では策定時の状況から利用者1人の計画でしたが、実績では利用が増加しています。平成20年度については、17人が支給決定を受け、そのうち10人が利用しています。

利用の目的としては、介護者の病気や介護負担の軽減、本人の生活訓練等があります。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
短期入所	人日数 ()は人数	計画	22 (1)	22 (1)	0	0
		実績	41 (7)	27 (11)	40 (10)	

※人数は年間利用人数、人日数は月間延べ利用日数で、20年度は4月～12月までで記載

【サービス見込み量と考え方】

平成21年度については、平成20年度の実績から10人を見込んでいます。平成23年度には12人とし、日数については平均利用日数4日を乗じて48日としました。第1期計画と比べ大幅な増加を見込みました。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
短期入所	人数	10	10	11	12
	人日数	40	40	44	48

※人数は年間実利用人数、人日数は年間利用人数×平均利用日数4日で記載

【サービス量の確保策】

介護者の病気や介護負担の軽減等により、今後も利用が増加すると考えられるため、こうしたニーズに対応できるようサービス提供事業者との連携を強化し、安定したサービス提供体制に努めます。

8) 旧法施設支援

【現状と実績】

平成18年度では、通所11人、平成19年度は、学校卒業生やサービス提供事業所の変更等で3人の利用増加となっています。平成20年度については、サービス提供事業所の新体系移行で他のサービス利用になったため、12人が利用しています。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
旧法施設支援（通所）	人数	計画	11	12	10	0
		実績	11	14	12	
旧法施設支援（入所）	人数	計画	27	26	24	
		実績	27	27	21	

※人数は年間利用人数、20年度は4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

平成22年度は学校卒業生を1人見込んでいますが、サービス提供事業所の新体系移行により、平成23年度までに他のサービス利用となります。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
旧法施設支援（通所）	人数	12	10	11	0
旧法施設支援（入所）	人数	21	17	15	0

3 居住系サービス

【主な事業内容】

サービス名称	サービス内容
グループホーム (共同生活援助)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。
ケアホーム (共同生活介護)	主として夜間や休日において、共同生活を行う住居で、入浴、排泄又は食事の介護を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

1) グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）

【現状と実績】

平成18年度については、町外のグループホームに2人、町外のケアホームに1人が利用しており、平成19年度は町内にケアホームが新設され、在宅からケアホームを利用された人が1人増えて4人となりました。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
グループホーム・ケアホーム	人数	計画	3	3	3	3
		実績	3	4	4	

※人数は年間利用人数、20年度については4月～12月までで記載

【サービス見込み量と考え方】

平成20年度の実績が4人であることを考慮して、平成23年度も同様に見込みます。

○23年度までの見込み

			H20	H21	H22	H23
グループホーム（共同生活援助）	人分	3	3	3	3	
		2	1	1	1	
計		5	4	4	4	

※20年度中にケアホームからグループホームに変更した方が1人いるため、重複して5人と記載

【サービス量の確保策】

利用者・家族のニーズに合わせて、今後も活用できるサービスと考えられます。今後は町内に平成23年度までにグループホームとケアホームが各1カ所新設予定であることから、事業者との連携を図りながら利用者のニーズに対応していきます。

2) 施設入所支援・旧法施設支援（入所）

【現状と実績】

施設入所支援は、第1期計画の見込みを上回り、平成20年12月時点での新体系移行により3人増え、利用者は6人となっています。

平成20年度については、平成21年1月と3月にも移行を予定している施設があるため、実績は8人になる予定です。

旧法施設支援（入所）は、新体系移行や在宅移行等により、見込みより減少しています。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
施設入所支援	人数	計画	2	3	5	28
		実績	3	3	6	/
旧法施設支援（入所）	人数	計画	27	26	24	0
		実績	27	27	21	/
在宅移行	人数	計画	2	0	0	1
		実績	1	1	0	/

※人数は年間利用人数、20年度については4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

施設入所支援は、平成23年度までにすべての施設が新体系に移行するため、第1期計画と同様に28人とし、そのうち1人が在宅移行すると見込みます。

旧法施設支援は、平成22年に在宅からの新規利用者を1人見込みます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
施設入所支援	人数	8	11	13	28 (27)
旧法施設支援（入所）		21 (19)	17 (16)	15	0
在宅移行		0	0	0	1

※()内は重複者を除く実利用者数を記載

【サービス量の確保策】

北海道が平成20年に実施した入所施設利用者意向調査の結果によると、24人中3人が自分の家、2人がグループホームを希望していますが、家族の反対が3人、2人が不明という状況でした。今後はこの結果を踏まえて、本人の意向が反映できるように支援体制を検討します。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するもので、障害者自立支援法により町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策などにより任意に実施する事業があります。

	サービス名称	サービス内容
必須事業	相談支援事業	<p>障がい者相談支援事業 地域自立支援協議会 相談支援機能強化事業 成年後見制度利用支援事業</p> <p>障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。 また、地域におけるネットワークの中核として「地域自立支援協議会」を設置し、雇用、教育、医療等の各種サービス、相談支援事業を総合的に調整、推進します。</p>
	コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
	移動支援事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な人を対象に、外出支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人（児）に日中における活動の場を提供し、その家族の一時的な休息となるよう支援を行います。

	生活サポート事業	介護給付の認定が非該当となった人について、日常生活に関する支援、家事などの必要な支援を行います。
	更生訓練費給付事業	障害者自立支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰への支援を行います。
	知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場への定着を支援します。
	自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する時に係る経費の一部を助成します。
	身体障害者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、自ら運転できるようにするため、自動車改造に要する経費を助成します。

必 須 事 業

1) 相談支援事業

【現状と実績】

障がい者相談支援事業を行う事業所については、南幌町と町内の社会福祉法人の2カ所で実施しています。地域自立支援協議会については南幌町・夕張市・栗山町・由仁町・長沼町の1市4町で、事務局は北海道社会福祉事業団福祉村とし、各町における対応困難事例検討を中心に実施しています。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
障がい者相談支援事業	設置カ所数	計画	2	2	2	2
		実績	2	2	2	
地域自立支援協議会	設置カ所数	計画	1	1	1	1
		実績	1	1	1	
相談支援事業機能強化事業	設置カ所数	計画	1	1	1	1
		実績	1	1	1	
成年後見制度利用支援事業	設置カ所数	計画	1	1	1	1
		実績	1	1	1	

【サービス見込み量と考え方】

関係機関と連携を図り効果的な支援を行うために、本人や家族のニーズに沿ったサービス利用計画の立案等に向けて検討していきます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
障がい者相談支援事業 ()はサービス利用計画人数	設置カ所数	2	2 (1)	2 (1)	2 (2)
地域自立支援協議会	設置カ所数	1	1	1	1
相談支援事業機能強化事業	設置カ所数	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	設置カ所数	1	1	1	1

【サービス量の確保策】

障がいのある人や家族が必要時、身近な地域の相談員(身体・知的)や町の窓口、サービスを利用している機関に相談できる体制づくりに努めます。また、地域にあるいろいろな社会資源を利用できるように地域づくりを関係機関と連携して推進します。

2) コミュニケーション支援事業

【現状と実績】

この事業は町が、北海道ろうあ連盟に委託しており、必要時申請していただき、手話通訳者を派遣しています。地域生活支援事業を行う以前から利用している人が、現在も継続し、平成18年度は2人の利用、平成19年度より3人が利用しています。病院受診の際の付き添いや各種手続き等の利用となっています。

平成20年度は緊急時の対応が課題となっていましたが、南空知消防組合南幌支署の理解も得られ、自宅に設置している電話で対応することになりました。

○第1期計画と20年度までの実績

		H18	H19	H20	H23
コミュニケーション支援事業	人数	計画	2	2	2
		実績	2	3	3

【サービス見込み量と考え方】

平成20年度は3人の利用があり、今後についても利用のある3人を見込んでいます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
コミュニケーション支援事業	人数	3	3	3	3

【サービス量の確保策】

今年度、緊急時については南空知消防組合南幌支署との協力も得られ対応することができましたが、当事者からは手話通訳者の常時設置等の要望があり、課題となっています。

今後は、必要時に手話通訳者を派遣できるように、関係機関との調整を図っていくとともに、地域における障がいへの理解について、啓もうを推進していきます。

3) 日常生活用具給付等事業

【現状と実績】

障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月よりストマ用装具等の排泄管理支援用具が、補装具から日常生活用具としての取り扱いになったことにより、平成 19 年度からの利用者が大幅に増加しました。平成 20 年度は新規のストマ用装具利用者が 1 人増えましたが、平成 19 年度に 2 人減少しています。

また、平成 18 年度は介護保険の改正により、特殊寝台の給付が制限されたために実績が増加しました。それ以外の用具については、年度によって傾向に変化がありますが、全体の実績としては、ほぼ見込みどおりとなっています。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
介護・訓練支援用具 (特殊寝台等)	件数	計画	4	2	2	2
		実績	5	2	0	
自立生活支援用具 (入浴補助用具等)	件数	計画	3	1	1	1
		実績	4	0	3	
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	件数	計画	1	1	1	1
		実績	1	0	2	
情報・意思疎通支援用具 (盲人用時計等)	件数	計画	1	1	1	1
		実績	2	1	1	
排泄管理支援用具 (ストマ装具等)	件数	計画	60	72	72	84
		実績	28 (66)	82	76	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	計画	1	1	1	1
		実績	2	0	0	

※ 排泄管理支援用具の(66)は、平成18年10月に補装具給付制度から
日常生活支援用具給付事業へ変更となったため合計した場合の件数

【サービス見込み量と考え方】

平成20年度の実績と第1期計画に大きな差がなかったため、平成23年度も同様に見込みます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
介護・訓練支援用具 (特殊寝台等)	件数	0	4	2	2
自立生活支援用具 (入浴補助用具等)	件数	3	3	3	1
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	件数	2	1	1	1
情報・意思疎通支援用具 (盲人用時計等)	件数	1	1	1	1
排泄管理支援用具 (ストマ装具等)	件数	76	80	82	84
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	0	1	1	1

【サービス量の確保策】

個々のニーズに合わせて、今後も必要な用具の給付に努めます。

4) 移動支援事業

【現状と実績】

サービス提供事業所については、町内事業所1カ所、町外事業所2カ所で対応しています。

平成18年度は、新しい制度への理解が充分にされなかったこともあり、1人の利用でしたが、平成19年度は、支給決定14人で実利用人数が8人利用、228時間と大幅に実績が増加しました。平成20年度は、支給決定が12人で、実利用人数が6人と若干減少しています。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
移動支援事業	実施カ所数	計画	4	4	4	4
		実績	4(1)	3(1)	3(1)	/
	人数	計画	4	5	6	8
		実績	1	8	6	/
	時間	計画	35	40	45	60
		実績	2	228	160	/

※実施カ所数の()については、利用実績カ所数となります。人数は年間利用人数、20年度については4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

実施カ所については、利用実績では1カ所であるが、委託機関の3カ所で見込みました。利用人数・利用時間については、本人の社会参加等で必要なサービスであることから、平成20年度実績を考慮して人数は1人ずつ、利用時間については、微増傾向の伸びで見込みます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
移動支援事業	実施カ所数	3	3	3	3
	人数	6	7	8	9
	時間	160	168	176	184

※実施カ所数は委託機関数。利用人数は年度末利用予定実数

【サービス量の確保策】

現在、町内事業所を中心に利用されており、今後も個々のサービスに合わせて、必要なサービス提供機関と連携を図っていきます。

5) 地域活動支援センター

【現状と実績】

南幌町の地域活動支援センターは、栗山町、長沼町、由仁町と合同で岩見沢市にある北海道社会福祉事業団福祉村に事業実施を委託しています。

地域活動支援センターの設置は1カ所となっていますが、平成18年度に1人の利用者が転出したため、現在利用者がいません。

○第1期計画と20年度までの実績

			H18	H19	H20	H23
地域活動支援センター	人数	計画	1	1	1	1
		実績	1	0	0	
	設置カ所	1	1	1	1	

【サービス見込み量と考え方】

第2期計画においても、第1期計画と同様、1カ所で1人の利用を見込みます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
地域活動支援センター	人数	0	0	0	0
	設置カ所	1	1	1	1

【サービス量の確保策】

現在、利用者はいませんが、必須事業のため継続実施します。

任 意 事 業

現在、利用実績のない「生活サポート事業」・「知的障害者職親委託事業」・「自動車運転免許取得助成事業」については第2期計画には見込みません。

1) 日中一時支援事業

【現状と実績】

平成20年度において、町が委託しているサービス提供事業所は町内2カ所、町外2カ所の4カ所で、そのうち3カ所を利用しています。また支給決定数は18人で、実利用人数が12人です。

○第1期計画と20年度までの実績

		H18	H19	H20	H23
日中一時支援事業	実施カ所数	計画	5	5	5
	実績	5(5)	5(3)	4(3)	
人数	計画	8	8	9	11
	実績	10	14	12	

※実施カ所数の()については、利用実績カ所数となります。人数は年間利用人数、20年度については4月～12月まで記載

【サービス見込み量と考え方】

平成20年度の利用実績12人中、他のサービス利用に移行した人が2人いるため、平成21年度は10人と見込みました。一時的に利用しやすいサービスであることから平成23年度は第1期計画より1人増加の12人で見込みます。

○23年度までの見込み

			H20	H21	H22	H23
日中一時支援事業	実施カ所数	町内	2	2	2	2
		町外	2	2	2	2
	人数		12	10	11	12
	町内施設の1日利用定員		10	10	10	10

※実施カ所数は委託機関数。利用人数は年度末利用予定実数

【サービス量の確保策】

現在、町内事業所を中心に利用されていますが、1人当たりの利用回数も多いことから、個々のニーズに合わせてサービス提供機関と連携を図り体制を整備します。

2) その他の事業

【現状と実績】

第1期計画では見込んでいない事業です。更生訓練給付事業については障害者自立支援法の施行前より利用していた1人に実施しています。身体障害者用自動車改造助成事業は、年に1人程度の利用状況です。

○20年度までの実績

		H18	H19	H20
更生訓練費給付事業	給付人数	1	1	1
身体障害者用自動車改造助成事業	助成人数	0	1	1

【サービス見込み量と考え方】

平成20年度の利用実績を考慮して、両事業ともに1人で見込みます。

○23年度までの見込み

		H20	H21	H22	H23
更生訓練費給付事業	給付実人数	1	1	1	1
身体障害者用自動車改造助成事業	助成実人数	1	1	1	1

【サービス量の確保策】

支給要件に基づいて今後も継続します。

資料

I 障がい福祉サービス見込み量一覧表 (単位:人)

		H20	H21	H22	H23
訪問系サービス	居宅介護	7	7	8	9
	重度訪問介護	0	0	0	0
	行動援助護	2	2	2	2
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	12	17	19	35
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	2	1	1	0
	就労移行支援	3	1	1	4
	就労継続支援（A型）	4	4	4	1
	就労継続支援（B型）	7	10	10	16
	療養介護	0	0	0	0
	児童デイサービス	0	0	0	0
	短期入所	10	10	11	12
居住系サービス	旧法施設支援（入所・通所）	33	27	26	0
	グループホーム	5	4	4	4
	ケアホーム				
	施設入所支援	8	11	13	28
	旧法施設支援（入所）	21	17	15	0

II 地域生活支援事業サービス見込み量一覧表

		H20	H21	H22	H23
相談支援事業	相 談 支 援				
	障がい者相談支援	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
	地域自立支援協議会	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	相談支援事業機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	成年後見制度利用支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	コミュニケーション支援事業				
日常生活用具給付等事業	手話通訳者派遣事業	3人	3人	3人	3人
	介護・訓練支援用具	0件	4件	2件	2件
	自立生活支援用具	3件	3件	3件	1件
	在宅療養等支援用具	2件	1件	1件	1件
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件	1件
	排泄管理支援用具	76件	80件	82件	84件
移動支援事業	居宅生活動作補助用具	0件	1件	1件	1件
	利 用 人 数	6人	7人	8人	9人
	利 用 時 間	160時間	168時間	176時間	184時間
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
日 中 一 時 支 援 事 業		12人	10人	11人	12人
生 活 サ ポ ー ト 事 業		0人	0人	0人	0人
更生訓練費給付事業		1人	1人	1人	1人
身体障害者用自動車改造助成事業		1人	1人	1人	1人

Ⅲ 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に基づく、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づく、南幌町障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするとときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱（平成19年南幌町訓令第11号）は廃止する。

IV 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏 名	区 分
委員長	前川 政則	学識経験者
職務代理	栗林 和史	社会福祉関係者
委 員	成田 由男	社会福祉協議会会长
委 員	安藤 一雄	民生委員児童委員協議会会长
委 員	井口 進	医 師
委 員	田中 秀巳	社会福祉関係者
委 員	熊木喜美夫	障がい者団体代表
委 員	中村 達子	障がい者団体代表
委 員	加藤 顯光	障がい者団体代表
委 員	小林 修	住民代表（公募）
委 員	佐藤 純子	住民代表（公募）

計11名